

## 北海道医療大学産学官連携ポリシー

平成28年9月13日制定  
(令和2年9月10日改正)

北海道医療大学（以下「本学」という。）は、「保健と医療と福祉の連携・統合」と「地域社会ならびに国際社会への貢献」を教育理念とし、「21世紀の新しい健康科学の構築」を追求することを行動指針としている。医療系総合大学のメリットを生かし、薬学、歯学、看護、福祉、臨床心理、理学療法、作業療法、言語聴覚などの多種多様な学問分野から様々な研究シーズの情報を発信し、産学官連携を通して地域の活性化と社会貢献を推進する。

大学が保有する知的・物的資源を活用することで「社会貢献」を「教育」と「研究」に加えて本学の重要な使命とし、本学の社会的責任を果たす必要がある。

本学は、産学官連携を進めるための基本的姿勢および研究者倫理を明らかにするため産学官連携ポリシーを定め、これを学内外に公開し、本学と地域社会との幅広い連携を進める。

### 1. 説明責任

産学官連携活動を適正に行うため、生命倫理および個人情報保護の重要性を認識し、高い透明性と公平性をもって取組み、社会に対する説明責任を果たします。

### 2. 成果の社会的還元

産学官連携活動を通じて、優れた知的財産の創出に努め成果を社会に還元します。

### 3. 地域社会への貢献

地域性を生かし社会の福利向上と発展に貢献し、北海道地域に根差した産学官連携活動を通じて、地域社会に貢献します。

### 4. 共同研究、受託研究の推進

企業や自治体等の研究ニーズに基づいた共同研究・受託研究を推進し、企業等との協働に積極的に取り組みます。

具体的には、2020年8月31日現在148件の共同研究・受託研究件数を、国公立大学等平均の181件まで増加させることを目標とします。

### 5. 知的財産の活用・管理

本学と企業や自治体等との契約による連携を基本とし、産学官連携により得られた知的財産を適切に保護・管理し、有効に活用していきます。

### 6. 人材の育成

産学官連携活動を通じて、社会の発展に貢献する人材を育成します。

### 7. 利益相反ポリシーの遵守

産学官連携活動の健全な発展のため、「利益相反ポリシー」を遵守し、公正、円滑な連携活動と研究者の自主性を尊重し、その成果を教育、研究の促進に役立てます。